

事務連絡
令和5年11月20日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局歯科保健課

歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業について

平素より厚生労働行政にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

標記事業は、全国の歯科診療所からヒヤリ・ハット事例を収集し、分析・検討した上でその結果を広く提供することにより、歯科医療における医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施しているところです。

公益財団法人日本医療機能評価機構が実施主体として事業を実施しており、別添通知（2023年9月8日付財日医機評第342号）により、同機構よりお知らせしているとおおり、本事業に係る参加登録および事例収集を本年10月1日より開始しています。

つきましては、本事業の趣旨についてご理解いただき、貴管下歯科診療所、関係団体等への事業開始案内の周知等について、格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<担当>

厚生労働省医政局歯科保健課 毛利・大坪
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
Tel:03-5253-1111(内線4141)

(写)

財日医機評第 342 号

2023 年 9 月 8 日

各都道府県知事
各保健所設置市長 殿
各特別区区长

公益財団法人 日本医療機能評価機構
理事長 河北 博文
(公印省略)

歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の
参加登録および事例収集の開始について

平素より、公益財団法人日本医療機能評価機構各事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当機構は、医療事故情報収集等事業、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業を運営し、医療安全対策の推進を図ってまいりました。

この度、新たな事業として、本年 10 月 1 日より「歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業（厚生労働省補助金事業）」（以下、本事業）の参加登録および事例収集を開始することといたしましたのでお知らせいたします。本事業は、全国の歯科診療所からヒヤリ・ハット事例を収集し、分析して広く情報を提供することにより、歯科医療における医療安全対策の一層の推進を図ることを目的としています。

つきましては、別紙として本事業の概要、参加登録手順、事業開始案内を送付いたしますので、貴管下歯科診療所に対して周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 概要

1. 目的

全国の歯科診療所から収集したヒヤリ・ハット事例を分析し、その結果を広く歯科診療所や国民へ提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的とする。

2. 事業開始日

2023年10月1日

3. 対象医療機関

歯科診療所

4. 報告対象

歯科に関するヒヤリ・ハット事例

<報告対象となるヒヤリ・ハット事例>

本事業におけるヒヤリ・ハット事例とは、次に掲げる範囲の事例とする。ただし、本事業において「医療」とは医療行為と関連するすべての過程とする。

- 一 医療に誤りがあったが、患者に実施される前に発見された事例。
- 二 誤った医療が実施されたが、患者への影響が認められなかった事例または軽微な処置・治療を要した事例。ただし、軽微な処置・治療とは、消毒、湿布、鎮痛剤投与等とする。
- 三 誤った医療が実施されたが、患者への影響が不明な事例。

5. 報告項目

- ・ 当該事例が発生した日時、場所等
(発生年、発生月、発生曜日、発生時間帯、エラー等実施の有無、発生場所)
- ・ 当該事例に係る患者に関する情報
(患者の年齢、患者の性別、直前の患者の状態)
- ・ 当該事例に係るスタッフに関する情報
(職種、職種経験年数、現在の職場での経験年数)
- ・ 当該事例の内容に関する情報
(事例の種類、当該医薬品および医療機器の情報、発生状況、事例の内容)
- ・ 上記に掲げるものの他、当該事例に必要な情報
(事例の詳細、発生要因、予防策および改善策、重大な事故に至らずに済んだ要因)

6. 公表方法

報告書、年報、事例データベース等に取りまとめ、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業のホームページで公表する。(本事業において、当該歯科診療所および関係者を特定しうる情報は公表しない。)

事業の詳細は本事業のホームページ(<https://www.med-safe.jp/dental/>)をご参照ください。

参加登録手順

※ 参加登録は、10月2日(月)昼頃よりお手続きいただけます。

1. 本事業のホームページにアクセスし、WEB上で仮登録

- ① 本事業のホームページ (<https://www.med-safe.jp/dental/>) にアクセスする
- ② 「参加登録」のボタンをクリックする
- ③ 「歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業」にチェックを入れ「次へ」をクリックする
- ④ 画面に従い、必要事項を入力し、入力完了後「申請」をクリックする
- ⑤ 仮登録完了画面の「申請書 PDF ダウンロード」ボタンから参加登録申請書をダウンロードし、機構送付用と申請者控え用の2部印刷する

※仮登録が完了すると『参加登録手続きのお知らせ[仮登録]』という件名のメールが登録されたメールアドレスに届きます。本メールには、初回事例報告時に必要な初期パスワードが記載されていますので、大切に保管してください。

2. 参加登録申請書の機構への送付

- ① 印刷した参加登録申請書に「提出日」、「医療機関名」、「施設長名または院長名」を記入し、捺印する
- ② 機構へ参加登録申請書を1枚郵送する

【郵送先】

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 1-4-17 東洋ビル
公益財団法人日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部
歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業

3. 本登録の完了

参加登録申請書が機構に到着後、数日以内に書類の確認が行われ、確認完了後『参加登録手続き完了のお知らせ』という件名のメールが登録されたメールアドレスに届きます。本メールをもって本登録が完了となり、事例の報告が可能になります。

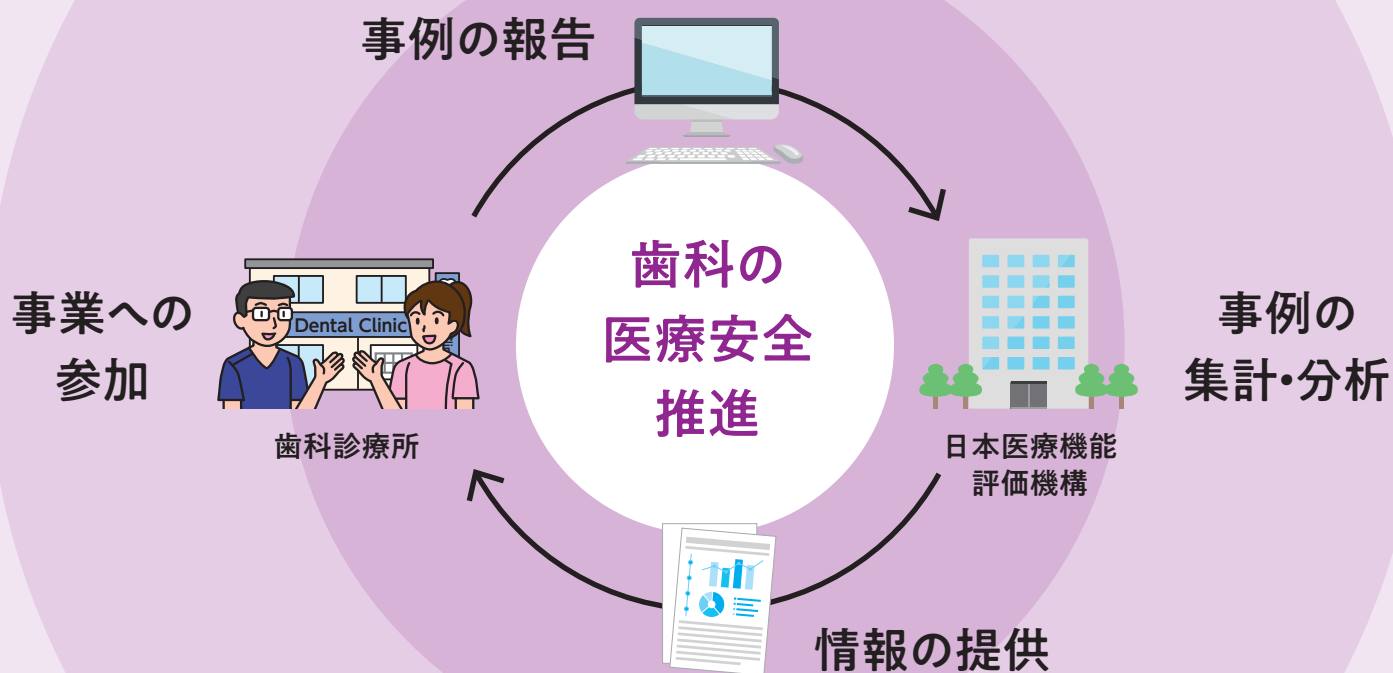
参加登録の詳しい手順は、本事業のホームページ(<https://www.med-safe.jp/dental/>)からご確認いただけます。(トップページ>関連書類>参加登録手順)

2023年10月1日より

厚生労働省補助金事業

歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 がスタートします。

歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業は、歯科医療における医療安全の推進を目的とした事業です。本事業は歯科診療所を対象としています。ヒヤリ・ハット事例を広く共有することにより、自院で経験したことのないような事例を知ることができ、あらかじめ防止対策を講じることや、他院ではどのような改善策を立てているか参考にすることができます。



本事業は、多くの歯科診療所のご参加と事例のご報告が重要です。
みなさまのご協力をお願い申し上げます。

参加登録・事例報告の流れ

- ① ホームページの「参加登録」より仮登録
- ② 参加登録申請書の郵送
- ③ 事務局の確認後、登録完了
- ④ ホームページの「事例報告システム」より事例の報告

※2023年10月より参加登録および事例報告が可能になります。



事業の詳細はホームページをご参照ください

<https://www.med-safe.jp/dental/>



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部
歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 事務局 TEL:03-5217-2323(平日9:30-17:30)